

行政文書非公開決定通知書

3 住 建 審 第 132 号

令 和 3 年 12 月 3 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 3年11月22日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城天守閣復元事業の件で、名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所が名古屋市住宅都市局建築審査課と協議した際の配布資料（住宅都市局建築審査課保有分） 2018/3/2分 ・ 前回議事録 ・ 富岡製糸場西置繭所の素屋根 見学施設資料 ・ 法第 85 条第 2 項、施行令第 147 条で除外される法文 ・ 建築法規チェック図
公開しない理由	請求に係る行政文書は、保存期間を過ぎており不存在であるため
備考	＜決定を行った所管課・公所＞ 住宅都市局建築指導部建築審査課 TEL 052-972-2927

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。